

既修得単位の認定について

学務課

1. 単位認定の原則

既修得単位の認定にあたっては、「編入学生の既修得単位の認定に係る基本方針」、各学科・コース、理工学基礎教育センター及び情報教育センターが個別に定める「単位認定ポリシー」に基づき、各授業科目の担当教員が単位認定の可否を判断しています。

皆さんから提出された高専等のシラバスの内容を確認し、原則として下記の条件を全て満たした場合、単位が認定されます。

① 高専等での授業科目の単位数が、大学の授業科目の単位数以上の場合。

(一部の授業科目では、単位数の代わりに授業時間数を比較)

② 高専等での授業内容が、大学の授業と同程度の内容を学習していると判断された場合。

2. 単位認定の基準

単位認定の基準は、下記「編入学生の既修得単位の認定に係る基本方針」に基づき、各学科等が「単位認定ポリシー」をそれぞれ定めているため、単位認定される授業科目によって、適用される「単位認定ポリシー」は異なります。(例えば、「線形代数 A」は数学担当教員が、「フレッシュマン英語演習」は英語担当教員がそれぞれ単位認定を行うため、適用される「単位認定ポリシー」が異なります。)

編入学生の既修得単位の認定に係る基本方針

- 1 授業要目、シラバス等で授業内容を確認のうえ、単位認定を行う。
- 2 時間数、単位数に留意のうえ、単位認定を行う。
- 3 単位認定のための試験を行わない。
- 4 高等専門学校の授業科目については、4、5 学年の科目を認定対象とする。ただし、3 学年の科目についても授業内容が大学学部と同程度であることが認められる場合のみ、認定対象とする。
- 5 本基本方針に基づく具体的な認定方法は、教育システム委員会及び各学科もしくはコース又は理工学基礎教育センター及び情報教育センターが別に定める。

3. 単位認定されない主な理由

- 1) 授業科目の単位数が足りないなど、「1. 単位認定の原則」を満たしていないケース

(高専の場合、単位数は足りないが、授業時間数は足りていることが多いですが、単位数と授業時間数のどちらで単位認定を行うかは、単位認定を担当する学科等がそれぞれ定めており、学生から変更を申し出ることはできません。)

- 2) 『授業科目「〇〇〇〇」は認定しない』など、単位認定ポリシーに定めているケース
- 3) シラバスの学習項目は同じであるが、実際に授業で扱う内容に違いがあるケース
(同じ学習内容「〇〇〇法則」というシラバスであっても、使用している教科書などから判断して学習内容が不十分（大学ではさらに高度な理解や活用を学ぶ）と判断されることがあります。)
- 4) 大学の授業内容がとても重要であり、学習が必要と判断されるケース
(単位認定可能な授業科目であっても、大学で再度学習することが適切な授業科目は単位認定されません。)

※毎年、「昨年の編入学生や他高専の編入学生が単位認定されていた授業科目が認定されていない」との意見がよせられますが、多くの場合、単位認定ポリシーが変更された、高専等の授業内容・教科書が異なることが認定されない理由としてあげられます。

4. 単位認定の追加について

単位認定の追加希望については、クラス主任・チューター教員や編入ガイダンス担当教員等に相談する等して、認定追加が可能であると認められた場合については、大学ホームページの新入生オリエンテーション特設ページに掲載する既修得単位認定追加等希望表を既修得科目のシラバスを添付したうえで4月30日（火）までに学務課教務企画係までご提出ください。

【注意事項】

認定元科目の重複や履修中の科目の単位修得ができなかった等の理由で、以前送付した単位認定見込通知書から修正になっている箇所があります。必ず最終の単位認定通知書を確認したうえで授業の履修を行ってください。